第明治二十五種郵便物認可

⑻　重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

［表略］

ロ　子会社等の状況

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

3　当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

［⑼・⑽　略］

2　会社役員に関する事項

（記載上の注意）

［略］

⑴　会社役員の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２、７及び8を除く。）。

［２～７　略］

［削る。］

8　［略］

⑵　責任限定契約・補償契約

氏　　名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

（記載上の注意）

１　会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。以下１において同じ。）と少額短期保険業者との間で責任限定契約（会社法第427条第１項（相互会社にあっては、法第53条の36において準用する会社法第427条第１項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

⑻　重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

［同左］

ロ　子会社等の状況

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

［⑼・⑽　同左］

2　会社役員に関する事項

（記載上の注意）

［同左］

⑴　会社役員の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（２、７及び9を除く。）。

［２～７　同左］

8　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9　［同左］

⑵　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険業者との間で責任限定契約（会社法第427条第１項（相互会社にあっては、法第53条の36において準用する会社法第427条第１項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。